

広島県建築基準法施行
条例第4条の2の適用
の要否の取扱い

建築物とがけの間に道路等がある場合及び道路構造物としての擁壁が整備されたがけがある場合の取扱いについて

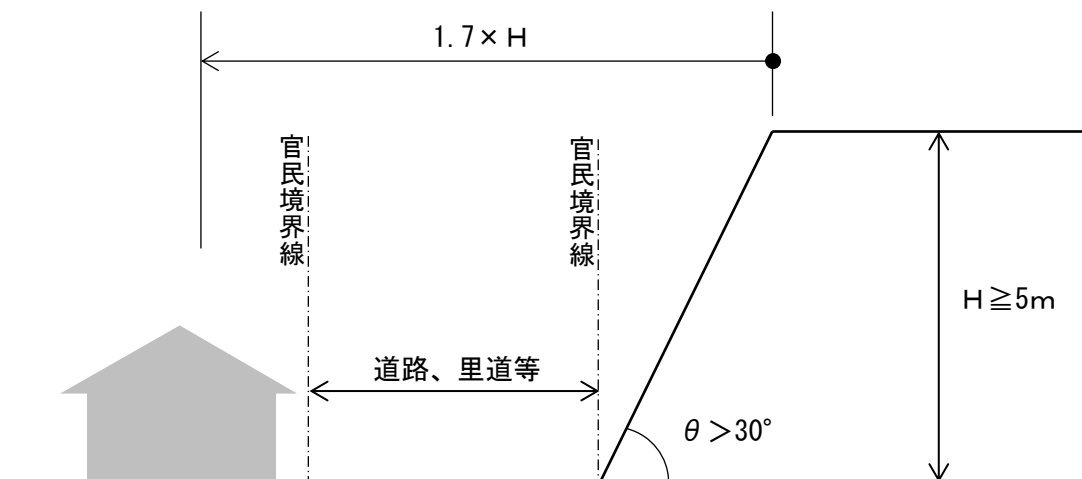
1 建築物とがけの間に道路、里道等がある場合

【内 容】

- ・ 建築物とがけとの間に道路、里道等がある場合でも、広島県建築基準法施行条例第4条の2（以下「条例」という。）を適用し、がけの上端からがけの高さの1.7倍以上の水平距離を保たなければならない。

ただし、次のような事例の場合は、各特定行政庁において個別に判断することとする。

- ① がけが長大な自然斜面となる場合
- ② その他、事例と条件が合致しない場合



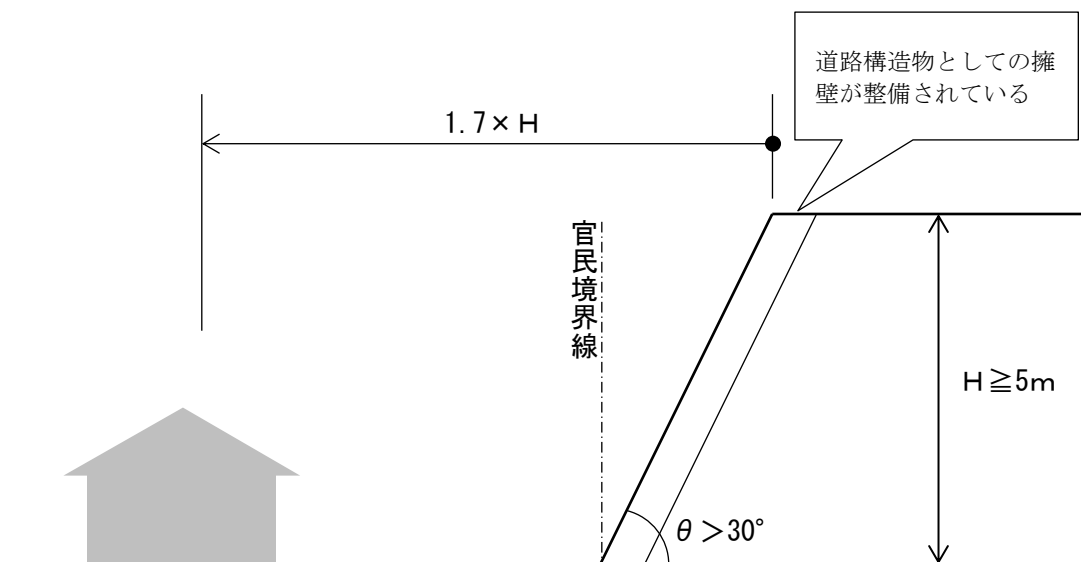
【解 説】

- ・ 道路等ががけに対する建築物の安全性を担保するものではないため、条例の適用対象とする。

2 道路構造物としての擁壁が整備されたがけがある場合

【内 容】

- 道路構造物としての擁壁が整備されたがけがある場合でも、条例を適用し、がけの上端からがけの高さの1.7倍以上の水平距離を保たなければならない。
ただし、事例と条件が合致しない場合は、各特定行政庁において個別に判断することとする。



【解 説】

- 条例第2項第1号から5号に該当しないため、条例の適用対象とする。